

八尾市手数料条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第6条の4 略 (要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例の許可申請に関する手数料)	第1条～第6条の4 略 (要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション等の容積率又は高さの特例の許可申請に関する手数料)
第6条の5 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定による許可の申請をしようとする者は、1件につき160,000円の手数料を納めなければならぬ。	第6条の5 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定による許可の申請をしようとする者は、1件につき160,000円の手数料を納めなければならない。
第6条の6～第13条 略	第6条の6～第13条 略